

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政
府予算に係る意見書の提出について

上記について、別紙のとおり地方自治法第 99 条の規定により関係機
関に意見書を提出するものとする。

令和 2 年 9 月 28 日提出

日立市議会教育福祉委員会
委員長 吉 田 修 一

(提案説明)

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、
関係機関に対し意見書を提出するものであります。

(参 考) 意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部
科学大臣

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政
府予算に係る意見書

学校現場では、新学習指導要領への対応だけではなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。児童生徒の豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 日

日 立 市 議 会